



18. 固定資産税の軽減措置

(1) 新築住宅

新築住宅の固定資産税が一定期間減額されます。

対象建物	令和13年3月31日までに新築された住宅のうち一定の基準を満たす住宅 ※土砂災害特別警戒区域等の区域内で、「都市再生特別措置法」に基づく市町村長による適正な立地を促すための勧告に従わないで建設された一定の住宅は減額対象になりません。
対象要件	①専用住宅（アパート含む）や併用住宅であること（併用住宅については、居住部分の割合が全体の2分の1以上） ②居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下 （戸建て以外のアパートは一区画当たり40㎡以上240㎡以下） ※令和8年3月31日までに取得したものについては、居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下 （戸建て以外のアパートは一区画当たり40㎡以上280㎡以下） ③車庫等の附属建物を同年（あるいは住宅の軽減期間中）に新築するとそれも含めて面積判定
軽減内容	当該住宅に係る固定資産税額のうち、居住部分の床面積120㎡までの税額が2分の1に減額
軽減期間	新築後3年間 （3階建以上の中高層耐火住宅等は5年間）
提出書類	市税に係る土地・家屋所有者の申告書

問合せ

見附市 市民税務課 TEL:0258-62-1700(内線128・129) FAX:0258-62-7062